

# 嘘は許さない！ 津崎裁判ニュース

創刊号 (No.1)

2024年6月3日

嘘は許さないプロジェクト

原告 渡邊幹夫・小林國博

## ついに津崎議長を提訴！

### 津崎議長は「嘘」を認めて200万円を支払え！

2024年6月3日、JR東海労関西地本の渡邊・小林両氏はJR総連近畿地協の津崎議長を相手どり、「組織破壊者」と規定したことは著しい名誉毀損に当たるとして200万円（原告それぞれに100万円づつ）の損害賠償を求めて大阪地裁に提訴した。

昨年11月26日に開催されたJR総連近畿地協第35回定期委員会の直後の打合せを、「緊急常任委員会を開催し、渡邊の発言とビラ配布は組織破棄行為であることを常任委員全員で確認した」とでっち上げ、虚偽の「報告書」＝「津崎文書」を作成し、それをJR総連および全国の加盟各単組にばら撒いたのは津崎議長であった。

さらに、その「津崎文書」の存在を知らなかったのは原告二人およびJR東海労だけであった。そもそも、原告らには一切知らせずに、こっそりと全国的に「津崎文書」をばら撒いた津崎議長は、自分が思い描いた「組織破壊者」の烙印を原告らに押したのであった。

### 「処分」ありきの魔女狩りだ

その後、JR総連はこの「津崎文書」を基にJR東海労に「組織指導」という名の無理難題をゴリ押しして、一気に「統制委員会」設置まで事を進めた。これは、明らかに津崎議長とJR総連が「JR東海労を処分」することを前提に仕組んだ魔女狩りのJR総連劇場であった。

JR総連は6月3日の第40回定期大会で、訴えられた「津崎議長」を全面的に支え、裁判闘争を全力で闘う事を確認した。全国の仲間に支えられて津崎議長は、勇気百倍だろう。正々堂々と嘘で固めた「津崎文書」の信憑性を法廷で証明しなければならない。

### 全国の組合員は大阪地裁に結集しよう！

間もなく津崎議長の自宅に「訴状」が届く。この裁判、原告の渡邊・小林両氏は代理人を立てない本人訴訟である。被告の津崎議長は、是非とも優秀な代理人弁護士を擁して裁判に向かってもらいたい。

おそらく、7月中には第1回口頭弁論が開かれるだろう。とにもかくにも津崎議長の「嘘」が法廷で暴かれるのは、そう遠くないだろう。

# 訴 状

2024年6月3日

大阪地方裁判所民事部 御中

原告 渡邊 幹夫  
小林 國博

損害賠償請求事件

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

訴訟物の価額 2,000,000円

貼用印紙額 15,000円

## 請求の趣旨

- 1 被告は、原告渡邊幹夫に対し、金100万円及びこれに対する2023年11月27日以降支払い済に至るまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告小林國博に対し、金100万円及びこれに対する2023年11月27日以降支払い済に至るまで年3%の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決及び第1項及び第2項についての仮執行宣言を求める。

## 請求の原因

### 第1 はじめに

本件は、全日本鉄道労働組合総連合会(以下、「JR総連」という)近畿地方協議会(以下「近畿地協」という)の議長である被告津崎修が、第35回近畿地協定期委員会(2023年11月26日開催)終了直後に、近畿地協定期委員会でも常任委員会でも確認していないにもかかわらず、「緊急常任委員会を開催し、原告渡邊幹夫及び原告小林國博らが、近畿地協定期委員会で組織破壊攻撃を行ったことを確認した」と虚偽の内容をでっち上げて記載した「報告書」(以下「津崎文書」という)をJR

総連に提出したことで、原告らが、JR総連と傘下の加盟組合から「組織破壊者」として指弾され著しく名誉を汚され毀損された事件である。

また、これを発端にして、原告らが所属するJR東海労働組合(以下「JR東海労」という)及びその下部組織であるJR東海労新幹線関西地方本部(以下「東海労関西地本」という)は、JR総連から原告ら組織破壊者への「組織指導」と称して、無理難題を強要されることによって、正当な労働組合活動が阻害されたという損害を受け、今やJR総連から統制処分を受けるような事態にまでに至っている。

以上のように「津崎文書」による虚偽の報告によって、原告らを「組織破壊者」にでっち上げ、著しく名誉を傷つけた被告の責任は大きく、その責任を決して免れるものではない。

## 第2 当事者ら

### 1 原告

#### (1)原告・渡邊幹夫

原告渡邊は、1982年4月1日、日本国有鉄道新幹線総局に採用された。その後、1987年、国鉄の「分割・民営化」に伴って発足したJR東海(東海旅客鉄道株式会社)に採用され、現在はJR東海関西支社大阪台車検査車両所に車両技術係として所属し、主に新幹線電車の検査・修繕業務に従事している。

労働組合の所属は、JR東海労に加入しており、現在、東海労関西地本の執行副委員長である。本件、近畿地協定期委員会には、東海労選出の委員として出席していた。

#### (2)原告・小林國博

原告小林は、1982年1月1日、日本国有鉄道新幹線総局に採用された。その後、1987年、国鉄の「分割・民営化」に伴って発足したJR東海(東海旅客鉄道株式会社)に採用され、2022年8月末に定年退職、同時にSEK(新幹線エンジ

ニアリング株式会社)に出向した。現在、SEKで新幹線電車の検査・修繕業務に従事している。

労働組合の所属は、JR東海労に加入しており、現在、東海労関西地本の書記次長である。本件、近畿地協定期委員会には、傍聴者として出席していた。

## 2 被告・津崎 修

被告は、日本貨物鉄道株式会社(以下「JR貨物会社」という)の社員であり、日本貨物鉄道労働組合(以下「JR貨物労組」という)の組合員で、現在、同労組の関西地方本部の執行委員長であって組合専従役員である。また同労組が加盟するJR総連近畿地協の議長である。

## 3(1)訴外JR総連

JR総連は、1987年、国鉄の「分割・民営化」に伴って、JRグループに新たに結成された組織で、当初は「鉄道労連」と称していたが、後に「JR総連」と改名した。加盟単組は、現在、JR北海道労組、JR東労組、JR東海労、JR西労、JR貨物労組のJR内の労組と、鉄研労、システム労、ホテル聚楽労組の8単組で、組合員数は約1万5千名である。

### (2)訴外JR総連近畿地協

JR総連近畿地協はJR総連の地方組織で、JR貨物労組関西地本、JR東海労関西地本、JR西日本労働組合(以下「JR西労」という)が加盟しており、組合員は約600名である。

### (3)訴外JR東海労

JR東海労は、JR東海および関連企業に従事する組合員で組織する労働組合で、JR総連に加盟する単組である。組合員は約150名である。

### (4)訴外JR東海労関西地本

JR東海労関西地本は、JR東海関西支社管内および関連企業に従事する組合員で構成するJR東海労の地方組織で、組合員は約60名である。執

行委員長は笹田伸治(以下「笹田」という)、書記長は浦谷幸二(以下「浦谷」という)であり、笹田はJR総連近畿地協の副議長、浦谷は常任委員である。

### 第3 事実経過及び背景事情

#### 1 JR総連近畿地協第35回定期委員会について

(1)2023年11月26日、JR総連近畿地協第35回定期委員会が大阪府吹田市内で開催された。委員会はJR総連の規約に基づき毎年1回開催される(甲1)。委員会は近畿地協常任委員会の構成員と、加盟単組から事前に選出された委員の3分の2以上の出席をもって成立し開催された。また、委員会にはJR総連から熊谷書記長が来賓として出席、さらに数名の傍聴者も参加していた。委員会は、議長に山本真治委員(JR東海労選出委員)を選出し、議事運営は質疑応答まで順調に進んだ(甲2)。

(2)質疑応答で挙手したのは2名であった。山本議長は、東海労選出の原告渡邊を指名し、原告が発言した。原告の発言要旨は以下ような内容であった。

(ア)「9.10集会」に来賓で参加したJR総連の山口委員長は、お祝いでも連帯でもなくJS労の結成を褒めるどころか、もうボロクソに言った。

(イ)JR連合(日本鉄道労働組合連合会)が11月17日発行した「民主化闘争情報 No.1037」には、私が知りもしない、見たこともないJR総連が9月8日付けで決議した「組織内組織の組合結成を認めない緊急声明」があると書かれている。こんなヒドイ文書をJR総連が作っていたのには驚いた。

(ウ)「緊急声明」の内容は「9.10集会」で、山口委員長が発言された内容よりも、さらにボロカスに事実を歪曲し、JS労を攻撃した内容の文章だ。

(エ)今日は、熊谷書記長が参加しているので聞きたい。この「緊急声明」はJR総連が作ったものか？JR総連は、JS労結成について、本当に「緊急声明」に書かれているように思っているのか？そして、来年1月26日に開催されるJR総

連の中央委員会で統制処分なども考えているのか、ハッキリ答えてくれ。

というものであった(以上、甲3)。

そして、この原告の発言中に、出席していたJR総連の熊谷書記長は、来賓という立場であるにもかかわらず「いつまで喋ってるんだ」「時間の制限はないのか」などと野次り、不当な圧力をかけた。

(3)原告は、この発言を判りやすく理解してもらい補完するために、同じく東海労選出の委員として出席していた訴外下茂春美に「9.8緊急声明」と「民主化闘争情報No.1037」を裏表に両面印刷した一枚ものの参考資料を配布してもらった。(甲4)

(4)そうしたところ、近畿地協副議長の訴外菅野武男(JR西労所属)が、挙手して立ち上がり、以下のような要旨の発言をした。

(ア)「9.8緊急声明」は私たちも見ることがないので、JR総連が正式に発行していないものである。それを配布すると、組織混乱を招くのではないか。

(イ)JS労の問題については、近畿地協の常任委員会で議論していない。いきなり持ち込まれると、地協としては、どうなのか?と思うので、冷静に対応してほしい、議長の取り計らいをお願いします。

と発言した。

そこで山本議長は、全体を見回してから「わかりました。では、資料は回収してください」と委員会議長として取り仕切った。そして、資料は回収された。

(5)質疑応答では、当初2名が挙手していたが、原告渡邊が発言して以降は、山本議長が「他に発言はありませんか?」と促すも挙手はなく質疑応答は終わった。その後、委員会は何らの混乱もなく、全ての議事を終了し閉会した。

## 2 委員会直後の常任委員の打合せについて

(1)委員会終了直後、常任委員の簡単な打合せが行われた。そして、1月29日開催予定の第1回常任委員会で、今日の定期委員会の総括議論を行うことが確認された。ところが、この打合わせが、被告によって「緊急常任委員会」を開催したこ

とにされ、その緊急常任委員会で「津崎文書」に記載された「原告らによる組織破壊攻撃が行われたことを全常任委員で確認したこと」がでっち上げられたのである。

(2)2024年1月26日、JR東海労本部と4つの地方本部(新幹線、静岡、名古屋、新幹線関西)の5箇所の事務所にそれぞれ封書が送られてきた。同封されていたものは「JR総連近畿地協第35回定期委員会での渡邊発言(東海労関西選出)について」というもので、日付は2023年11月27日、作成者は「JR総連近畿地協議長 津崎」という4ページものの書面で、それが本件「津崎文書」であった(甲5)。

同日、JR東海労本部の書記長である訴外本橋浩司は、この文書について、JR総連の定期中央委員会が開催されていた会場内で直接被告に「これは津崎さんが送ったものか」と確認した。被告は、「私は送っていないが、その書面は私が作成し、JR総連に報告した文書である」ことを認めた。

被告は、委員会の翌日11月27日、「津崎文書」を作成し、JR総連に報告していたのであった。

### 3 緊急常任委員会で「組織破壊攻撃」を確認したことについて

(1)2023年11月29日、笹田に被告からLINEによる以下の連絡が入った。

「地協定期委員会の渡邊発言中に、ばら撒かれたビラについて、笹田さん浦谷さんは、中身について知らなかった。配ることも知らなかつこれをすみません。ありがと聞いてると言ってましたが、近畿地協緊急常任委員会において、組織破壊攻撃と確認した為、近畿地協として、誰が撒くことを指示したのか？誰がどこから9月8日付のJR総連緊急声明を入手したのか、渡邊、下茂、西に聞き取りを12月10日までに行い、私に報告して下さい。よろしく願います。」(原文のまま)

そこで笹田は、被告に「どういうことか？」と電話で問いただした。被告は、「熊

谷書記長から渡邊、下茂、西さんの聞き取りを設定して下さい。そこに、熊谷、津崎、笹田さんも参加して頂いて聞き取りをしたいそうです」と答えた。

(2)さらに11月30日、笹田と浦谷の二人に、被告からLINEによる以下の連絡が入った。

「熊谷書記長から連絡があり、とりあえず今回は渡邊、下茂、西の聞き取りは中止します。次回常任委員会は1月29日ですが、前倒して12月下旬または、1月中旬でできないか常任委員と今後調整していきたいと思っています。

次回常任委員会は1月29日としていましたが、地協定期委員会の混乱を受けて、開催を前倒したいと思います。12月11日(月)、12日(火)、13日(水)、14日(木)、15日(金)の各日とも14時から吹田勤労者会館(予定)での開催を上記の5日間の内のどれかの日で開催したいと思います。各常任委員は参加できる日をすべて報告して下さい。参加者の一番多い日で設定しますので、よろしく願います。」(原文のまま)

これに対して浦谷は、被告に電話し「組織破壊攻撃とか混乱とはどういうことか、定期委員会は混乱していない。勝手に作り話を言ってもらったら困る」と抗議したところ、被告は「個人的な感想である」と答えた。

(3)ところが、被告はその直後、浦谷にLINEで次の連絡を入れた。

先ほどの電話で定期委員会の混乱は個人的と言いましたが、個人的にもですが、定期委員会終了後の緊急常任委員会において、渡邊委員の発言と手順を踏まないビラの配布は、定期委員会に混乱を招き、組織破壊行動であり、緊急常任委員会として確認した。そのことに関して出席していた常任委員からは異論もです、再度了解ですねと常任委員に確認しましたが異論はです、承認されました。(原文のまま)

として、電話でのやりとりを訂正した。

被告は、「個人的な感想」を訂正して「定期委員会終了後の緊急常任委員会



において、渡邊委員の発言と手順を踏まないビラの配布は、定期委員会に混乱を招き、組織破壊行動であり、緊急常任委員会として確認した。」と思わぬことを言い出した。被告は、委員会終了後の打ち合わせを緊急常任委員会と言いかえ、ビラの配布は組織破壊行動であって、それを「緊急常任委員会として確認した。」とまで言い出したのであった。

その後、浦谷は電話やLINE上で「組織破壊」や「混乱」について撤回するよう迫ったが、被告は「時系列がある」と言い、頑なに拒否した。

(4)そこで、浦谷は改めて事実を確認するために、12月7日、近畿地協の菅野副議長に電話をかけた。すると翌12月8日、菅野から電話があり、以下のようなやり取りをした。

菅野:確か、山本事務局長が破壊という事でいいですかと、皆んなに提起して、皆んなが承認をしたという認識やな。
浦谷:そんな確認はしていない、仮にそんな話になったら私が抗議している、作り話を言わないで欲しい。
菅野:確か、承認したはず。
浦谷:既に本部に報告している。証拠もある。録音していた。
菅野:そんな事しとったのか。何で撮っていたのか。ICか。そんなやり方したらあかん。違う問題になる。

というやり取りであった。このように、菅野は録音していたことを伝えると狼狽し言葉を濁したのである。

(5)小括

以上のように、菅野は、被告と口裏を合わせて、「山本事務局長が(組織)破壊だと提起し、皆んなが承認した」と主張したが、しかし、浦谷に「証拠もある。録音している。」と言われ、嘘がばれて狼狽えたのであった。被告と菅野の“異口同音”の嘘の主張は、まさに「津崎文書」によるデッチ上げのシナリオに沿った内容の主張

だったのである。こうして、被告の「緊急常任委員会で組織破壊攻撃を確認した」  
とのデッチ上げのシナリオは脆くも頓挫したのである。

#### 4 再び「組織破壊行為」と確認したことについて

(1) JR総連は、2023年12月13日13時から第7回執行委員会を開催し「近畿地協からの報告に基づき、JR東海労の行った行為は組織破壊であることを確認し、関係者への聞き取り調査を行う」ことを決定し、近畿地協に「調査」を指示した(甲6)。

(2) 同日、2023年12月13日18時から、近畿地協第1回常任委員会が開催された。この常任委員会には東海労選出の笹田副議長、浦谷常任委員は欠席であった。被告は、この第1回常任委員会の決定事項を、笹田に以下のとおり

LINEで報告してきた。

「電話しましたが、通じないのでLINEで今日の地協常任委員会での確認事項を一報します。出席者は、津崎、菅野、稲垣、山本、中村、末松、鴨川、中塚、田中の9名。13名中9名で常任委員会は成立です。

11月26日の定期委員会後の打合せで、津崎議長が組織破壊攻撃を確認したと言っていましたが、組織破壊攻撃を確認したことは無かったことを出席した常任委員全員で確認しました。

津崎議長の11月26日の組織破壊攻撃の確認は撤回します。申し訳ありませんでした。謝罪しお詫び申し上げます。

しかし、本日の常任委員会で、あらためて規約規則に基づかないビラ配布や9月8日付け怪文書の配布は、定期委員会を混乱させる行為は事実として発生した為、これは組織破壊行為であることを今日の地協常任委員会で出席した9名の常任委員全員で確認しました。また関係者に対して今後怪文書の出所や誰が主導したのかなど、聞き取り調査を行なっていくことも今日の地協常任委員会で確認しました。以上、今日の地協常任委員会での決定事項の一報です。」(原文

のまま)

被告は、「津崎議長の11月26日の組織破壊攻撃の確認は撤回します。申し訳ありませんでした。謝罪しお詫び申し上げます。」としつつも「本日の常任委員会で、あらためて規約規則に基づかないビラ配布や9月8日付け怪文書の配布は、定期委員会を混乱させる行為は事実として発生した為、これは組織破壊行為であることを今日の地協常任委員会で出席した9名の常任委員全員で確認しました。」と意味不明な矛盾したことを言っていた。

(3) 上記のように、近畿地協で「組織破壊攻撃が行われた」ことを確認したのは、2023年12月13日18時から開催した第1回常任委員会であった。ところが、JR総連が「近畿地協からの報告に基づいて組織破壊攻撃が行われたことを確認した」のは、その4時間前に開催した、13時からの「第7回執行委員会」の場であったのである。

そうすると、JR総連が「近畿地協からの報告に基づいて」というのは虚偽であって、明らかに従前に報告されていた「津崎文書」に基づいて「組織破壊攻撃が行われた」ことを確認したことを疑う余地はない。

(4) 原告2名をはじめ、東海労関西地本が「津崎文書」の存在を初めて知ったのは、既述のとおり2024年1月26日のことであった。ところが、すでに、前年11月29日にはJR貨物労組が「津崎文書」を入手していたことが明らかになっている。

11月29日に開催された「JR貨物労組第2回全国代表者会議」の参考資料に「取扱注意」と押印された「津崎文書」が添付され、併せて原告渡邊の発言原稿も添付されていたのである(甲7)。「津崎文書」作成の11月27日の2日後に開催された、この会議に資料として添付されていたのである。

また、JR西労作成の「JR東海労新幹線関西地本に関わる主な経過」と題する書面が、JR西労第44回定期中央委員会の資料として配布されている。そこには、「近畿地協津崎議長が、定期委員会および終了後の各常任委員との議論

の報告書を作成し、各常任委員にLINEで送信。その中に『渡邊は定期委員会を混乱させた組織破壊攻撃と確認した』旨を記載。」(11月30日の前)との記述がある。JR西労もまた、この時点ですでに「組織破壊攻撃」をでっち上げた「津崎文書」の存在について認識していたことは明らかである(甲8)。

(5)小括

以上の通り、原告らおよび東海労関西地本が「津崎文書」の存在を知る以前にJR総連、JR貨物労組、JR西労はその存在を知っていたのである。知らなかったのは、原告らおよび東海労関西地本だけであったのである。

5 虚偽の内容ででっち上げた「津崎文書」について

「津崎文書」には事実とは異なる「虚偽の内容ででっち上げた」ことが記載されている。

(1)「定期委員会終了後、緊急に常任委員会を開催し、定期委員会の中間総括を図った。」と記載し(3頁、16～17行目)、定期委員会終了後の打合せを「緊急常任委員会を開催したと捏造している。

(2)「山本事務局長総括について」で「近畿地協として、渡邊発言は定期委員会を混乱させた『組織破壊攻撃』と確認する。以上を各常任委員も確認すること。全常任委員:了解した。」と記載し(4頁24～26行目)、確認されていない「組織破壊攻撃」をでっち上げているのである。

6 JR東海労関係者への聞き取り調査について

(1)原告らは、被告に対して2023年12月21日と同月24日、2度にわたって聞き取り調査に関する書面を郵送した(甲9の1、9の2)。

(2)被告は、2024年2月5日、近畿地協議長名の「JR総連近畿地協(発)指令1号」なる文書を笹田宛に発出した。この「(発)指令1号」なる文書は「近畿地協第35回定期委員会に関するJR東海労関係者への聞き取り調査について」の表題があり「定期委員会での無断のビラ配布は明らかな組織破壊行為である」として4

名の聞き取り対象者を指名したもので、それは本件原告2名と下茂春美、西三喜夫の4名であった(甲10)。

これにつき、笹田は、2月8日付で『JR総連近畿地協(発)指令1号』(2024.2.5)なる文書について」を発出し、①地協が加盟単組に対して「指令権」があることは承知していない。②聞き取りの対象者4名には、地協が直接日程調整すべき。として対応を求めた(甲11)。

その後、被告は「指令2号」「3号」「4号」を連続して発出し、一方的に聞き取り調査を強行しようとした(甲12の1、12の2、12の3)。

(3) 被告は、聞き取り調査が進まないことから、3月7日、JR総連宛に「JR総連より委任された聞き取り調査報告ならびにJR東海労新幹線関西地本による組織破壊攻撃の確認について」を発出した(甲13)。

この文書を受けたJR総連は、3月12日、JR東海労本部に対して「厳正な組織対処を行うこと。組織指導を徹底すること。その内容を3月21日までに報告すること」との「JR総連連絡第73号」を発出した(甲14)。

これにつき、東海労関西地本の笹田は、被告がJR総連に発出した文書には「事実認定の誤り」等があるとして、3月19日、被告に対して同文書の撤回を求めて文書を発出し、並行してJR東海労本部に対して同内容の「東海労関西地本としての考えについて」文書を発出した(甲15の1、15の2)。

(4) 原告小林は、被告がJR総連に発出した文書に記載した「小林が聞き取り調査を拒否した」との記述は事実ではないことから、3月22日、改めて書面を郵送し事実経過について明らかにした(甲16)。

## 7 現在も「組織破壊攻撃」との烙印を押され続けられる原告ら

原告らをはじめ、聞き取り調査の対象者とされた4名は、3月12日、被告に対して、「虚偽の内容をでっち上げた『津崎文書』を作成した自らの罪を認めて、謝罪を要求する」書面を郵送した。ところが、3月14日、郵送した書面は「あて所に尋ねあたりま

せん」と吹田郵便局から送り返された(甲17の1、17の2)。しかし、送り先の住所に誤りはなく、以前、本件に関する文書を郵送したこともあり、「尋ねあたりません」ではなく、被告が受け取りを拒否したのは明らかであった。そこで4名は、同日、再び被告宛に同書面を郵送したが、被告は、またしても受け取りを拒否し送り返された(甲18)。

被告は、こうした原告らの要請をまったく無視したままで、現在もなお無視し続けている。原告らは、今なお「組織破壊者」の汚名を着せられたままである。

#### 第4 本件不法・違法行為

被告がでっち上げた「津崎文書」は、被告がいかなる言辞を弄しようとも、その正当性など100%あり得ず、その不法性は明らかである。

被告による虚偽の内容をでっち上げた「津崎文書」に基づいて、原告らへのJR総連及び傘下の加盟単組からの厳しく激しい批判と、JR東海労及びJR東海労関西地本への無理難題な「組織指導」は現在も続いている。

そして、2024年6月3日、本件を提起した本日、JR総連は第40回定期大会において、JR東海労に対する「統制委員会の設置」を議決した。本訴状冒頭の「はじめに」で述べたように、被告による、虚偽の内容をでっち上げた「津崎文書」の作成を発端にした、一連の「JR東海労及びJR東海労関西地本への無理難題な組織指導に従わない」ことが「統制委員会」を設置した理由とされた。設置された「統制委員会」での議論次第では、JR東海労はJR総連から「除名」される可能性も十分に考えられる。

今後、「統制委員会」の設置を生み出した「無理難題な組織指導」や、「津崎文書」をでっち上げた被告の罪状については、今後提出する「準備書面」でさらに詳細に明らかにする予定である。また、近畿地協の定期委員会で問題とされた、JR連合の「民主化闘争情報」に記載された「JRサービック労働組合」の結成に関する問題についても、同様に今後「準備書面」で明らかにする予定である。

## 第5 損 害

原告渡邊は東海労関西地本の執行副委員長であり、原告小林は同書記次長である。労働組合の役員の任務は、組合員の利益を守り、組織の強化・拡大を目指して日々活動することにある。その場合、組合員との信頼関係や、上部機関や加盟する産別組織との連絡調整は重要な任務である。しかし、被告は、虚偽の内容をでっち上げた「津崎文書」によって原告らを組織破壊者だと汚名を着せ、著しく名誉を傷つけた。労働組合の役員にとって「組織破壊者」と規定されることは、存在それ自体を否定されることと等しいのであって、到底許されるものではない。

原告らが受けた強い屈辱感や怒りという有形無形の損害は、とうてい金銭で表せるものではないが、あえて換算するならば、原告らそれぞれが100万円を下ることはない。

## 第6 被告の責任

被告は、JR総連近畿地協の議長である。加盟組合は自らのJR貨物労組のみならず、JR東海労とJR西労も構成組織である。会社所属もそれぞれである。したがって、JR総連は連絡調整機関であって指導機関、指導組織ではない。そして、被告は、原告らと同様に労働組合の役員である。その任務と責任は、重々承知のはずである。にもかかわらず、原告らを労働組合の役員にとって屈辱的な「組織破壊者」にでっち上げた(民法709条)。」

## 第7 結 論

よって、原告らは被告に対し、民法第709条の不法行為責任に基づく損害賠償請求をおこなうため、本訴に及んだ次第である。

以上

## 当事者目録

〒 [redacted]

[redacted]

原告 渡邊 幹夫

〒 [redacted]

[redacted]

原告 小林 國博

〒 [redacted]

[redacted]

被告 津崎 修